

目 次

○第1号（2月23日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期の決定	3
日程第3 発委第1号 警察の不祥事の再発防止及び信頼回復を求める意見書	3
閉 会	13

平成27年第1回吉岡町議会臨時会会議録第1号

平成27年2月23日（月曜日）

議事日程 第1号

平成27年2月23日（月曜日）午前9時27分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 発委第1号 警察の不祥事の再発防止及び信頼回復を求める意見書

(提案・質疑・討論・表決)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
6番	栗田俊彦君	7番	宇都宮敬三君
8番	馬場周二君	9番	石倉實君
10番	小池春雄君	11番	岸祐次君
12番	小林一喜君	13番	神宮隆君
14番	齋木輝彦君	15番	南雲吉雄君
16番	近藤保君		

欠席議員（1人）

5番 山畑祐男君

説明のための出席を、要請した者 なし

事務局職員出席者

事務局 長 大井隆雄 主 任 青木史枝

開会・開議

午前9時27分開会・開議

議長（近藤 保君） 皆さん、おはようございます。

本日招集された平成27年第1回吉岡町議会臨時会は、去る2月20日、地方自治法第101条第3項の規定にのっとり、議員定数4分の1以上の議員により、町長に付議事件を示し、臨時会の招集請求を行いました。

それを受け、町長から、本日の臨時会の招集がされたものであります。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回吉岡町議会臨時会を開会いたします。

本日、山畑議員は診断書を添えて、欠席届が提出されています。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第1号により、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（近藤 保君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において4番平形 薫議員、6番栗田俊彦議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（近藤 保君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定します。

日程第3 発委第1号 警察の不祥事の再発防止及び信頼回復を求める意見書

議長（近藤 保君） 日程第3、発委第1号 警察の不祥事の再発防止及び信頼回復を求める意見書の件を議題とします。

これは、文教厚生常任委員会の委員会発議事件であります。

文教厚生常任委員会、小林一喜委員長より、提案理由の説明を求めます。

小林文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林一喜君登壇〕

文教厚生常任委員長（小林一喜君） 皆さん、おはようございます。

議長の指名によりまして、意見書を皆さんに提示いたします。

お手元にごございますけれども、警察の不祥事の再発防止及び信頼回復を求める意見書であります。

以下、朗読をもってご説明いたします。

町民が生活する上で安心と安全の確保が町政の重要課題とされている中、今般、渋川警察署吉岡町交番勤務の巡査が、吉岡町内において小学校4年生の女兒を誘拐しようとし、2月18日未遂容疑で逮捕されるという事件が発生した。

今回の不祥事は、住民が最も信頼を置き、地域社会の安全を守る立場の警察官が引き起こしたことにより、警察組織全体を揺るがすとともに町民はもとより県民及び国民の警察行政への強い怒りと不信感を増大させた。

これは、警察官としての責任と自覚の欠如及び責任者の監督不十分によるものであるが、警察を管理する公安委員会においても、ともにその責務を厳しく認識されるものと指摘せざるを得ない。

よって、本町議会は、町民の警察に対する信頼を回復するため、警察職員一人一人がその職務の重みを再認識し、綱紀粛正に万全を期すとともに、組織を挙げて不祥事再発防止に全力で取り組むよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成27年2月23日

吉岡町議会

議長 近藤 保

群馬県公安委員会委員長 神谷 保夫 様

群馬県警察本部長 富田 邦敬 様

以上です。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

- 2番（金谷重男君） 先週の金曜日に全員協議会の中で、町長と議長名で渋川警察署にその旨の要望を出したという経緯がございました。私はそういった意味で、その後、文教厚生常任委員会の方々がこういった意見書を出されたわけですけれども、その辺の整合性というものについて議論されたのかどうか、お聞きしたい。私は、町長と議長の要望もかなり強いもの、大きいものであると思うし、タイムリーであるというふうに私も評価をいたしました。

た。そういう発言も全員協議会の中で行いました。ただ、その後の経緯の中で、こういった警察本部長にこういう意見書を出されるという、その辺のところをどういう話し合いがなされたのか、お聞きいたします。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林一喜君発言〕

文教厚生常任委員長（小林一喜君） 金谷議員にお答えいたします。

この件につきましては、文教厚生常任委員会といたしましては、吉岡町内で発生したことで、ましてや住民の安全や安心、地域を守るべき現職の警察官が起こした犯行であるという事の重大性に鑑みて、緊急に行動を起こしました。まず、18日の夜から行動を起こしたんですけれども、翌19日の2時、文教厚生常任委員会を開きまして、そこで皆さんのご意見を伺って、今、金谷議員がおっしゃるように、渋川署に対しましては、町長、議長が渋川署に出向きまして強く抗議してございますけれども、文教厚生常任委員会としましては県警、県のほうにこういった意見書を提出したいということでもございました。

全協で教育長からの説明をかいつまんで報告しましたけれども、これは議員の皆さんから本当にいろんな意見がありまして、問題は警察官は制服、私服にかかわらず、襟を正すべきだと、それから町の防犯委員会の防犯パトロールを強化しなくちゃいけないとか、登下校時の安全パトロール、これはボランティア、それからPTA、学校教職員の見守りの強化とか、そういう対策、さまざまな意見が出ました。それから、子供たちがこの件について人間不信にならないか、ましてや警察官たるべき警察官の不信にならないか、そういったところの心のケアが必要ではないかという意見も出ました。それから、まずはこの大事件といえますか、誘拐に至らなかった、これは女児の適切な機転と、学校ではふだんのこういった件につきましては安全対策の教育をしておったそうです。そういう教育が大事に至らなかったことに功を奏したんじゃないかということも言っていました。

いずれにしても、今回の女児誘拐未遂事件は法を守るべき警察官が起こした重大な不祥事であって、我々議会は被害者の立場に立って、やっぱり文書でもって強く、やっぱり群馬県の本部、群馬県警に綱紀粛正及び再発防止を強く申し入れたいと、そういう意見を集約して、こういう事態に至ったということでもあります。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） お気持ちは非常にわかるわけです。ただ、これからこの事件がどういう展開になるのかということが明確になると思います。ただ、第1報道、第2報道の中で、軽々にこの内容の重要性とか、そういったものが明らかにされたわけではございません。そういう流れの中で、前回の議会で齋木議員がこういった問題について、警察官とは言いませんでしたが、こういった問題について質問をされています。安全安心という町をつく

るということで。議会の大きなテーマでもあると思います。特に新しい住民がたくさん入ってくる中で、2万人の町になりました。私の地区を見ますと、2万人の町になっておりますが、旧地域の方々が何と私の地区だけでも80歳以上の方が二十数名おり、そしてひとり住まいの方も何名もおるといような、非常に急増地域の限界集落化しているところがございます。地域が本当に一体になって、何というんですか、交流をしなければ、ある意味での本当の安全安心が保てないという状況でもあります。

そういうことも含めて、この問題がどういうふうな本当のその内容を含んでいるか。警察官が知り得る、警察官でなければ知り得ない情報がどうやってこれが使われたのかということが今後明らかになると思うんですね。こういうものを見守る中で、議員全員の中で、文教厚生委員の方々が中心になって、そういった意味での意見書をまとめる段階というのがあるんじゃないかと私は思いました。

そんなことで、この時期的な問題、こういったものについて第1報があり、そして、その次にまず町長と議長の連名で渋川署に申し入れをした。そして次の段階というのが、きょうが最適なのかということをお聞きしたいんです。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林一喜君発言〕

文教厚生常任委員長（小林一喜君） 確かに、町長、議長の対応も早かったです。それは、その立場で動いてくれました。ありがたいと思っています。ただ、所管の文教厚生常任委員会としては、やっぱり前代未聞の重大事件ですよ。町長、議員、町政を町民から負託されています。そういう立場であって、これは当然、金谷議員の発言はわかりますけれども、これは時を待たずに行動したほうがいいんじゃないかと、そういう委員会の意見でありました。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 私どもが議員になる前、前年の10月ごろから吉岡町でも教員の不祥事ということがございました。私もその件に関して、さまざまいろんな方にお話を聞きましたが、なかなか議会の対応、あるいはまた教育委員会の教育委員さんへの説明等、不十分であったということをお聞きしました。内容は当時、議員ではありませんから、よくわかりません。次の年に、その問題についても私も質問いたしました。身内に対してはどういうふうな対応をとったのか。これはあの当時と同じような、非常に大きな問題でもあります。その当時、こういう対応ができたかどうかということで、この間の全協でもタイムリーであった。議員が町と一緒にこういう形で渋川署にまずは申し入れできたことはタイムリーだというふうに私も評価しております。

そういった意味で、今後これで終わりにするんじゃなくて、さらなる検証があつて、ま

た文教厚生委員の方々が中心になってさらなる要望書等を出されるお考えがあり、そういうふうな話し合いがされたのかどうか、お聞きします。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林一喜君発言〕

文教厚生常任委員長（小林一喜君） そこまでは、これからの対応については委員会としての意見はまだまとまっておりません。まずは、先ほど申しましたように、渋川署、例えば言うならば、行政でいえば渋川市役所、それから小野上支所とかありますよね。北橋支所。それと同じように、群馬県警があつて渋川署があると、そういうことでございまして、まずはこれは県警のほうに意見書を提出すべきだと、そういう意見で一致したわけでありまして。ですから、これからのことはまた金谷議員がおっしゃるように、文教厚生常任委員会を中心にこれは継続的に調査していかなくてはならないんじゃないかと思っています。これは、要するに襟を正すと、そういう意味の、群馬県警にお願いをする意見書でございます。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 2点ばかりお伺いしたいんですが、1つは渋川署のほうへ要望書を出された、20日ですか、出されたということなんですけれども、その内容と、前に出されたのは渋川署長宛てに出したのかどうか。今回、本部長宛てなんでしょうけれども、その点と、内容的にはどうなんだかということ。

たしか、今回の未成年者誘拐というのは、大変これは対象が子供だけに反響が物すごく大きいと思いますよ。一般の成人女性とかそういうあれではないから、ましてそういう思慮浅薄な子供を狙って誘拐というようなことは決して許されるべきではないと思います。ほかの真面目に勤務している警察官に対する反響も非常に大きい。職務執行に影響が出ているのではないかと思います。徹底的に、こういうときですから、それを正して反省を求めべきだと思います。

意見書は大変いいと思います。ただ、これを公安委員会とそれから本部へ持っていくわけなんですけれども、具体的に責任の自覚と欠如というのはどんな、具体的にはどういうことという、そういう具体的なあれはまだ考えていないですか。それと、監督不十分ということですけども、したがって今回の事案をよく分析してもらって、本当に独身者であったのが問題であるのかどうか。それから職責ですよ。職業倫理、こういうものがやっぱり欠如しているあれがあるので、そういうところを組織全体によく徹底するようにしないと、本当に県民からの信頼が失墜する。これ回復するには大変だと思います。そういう点も含めてよく本部、公安委員会のほうへ申し入れていただければと思います。具体的な内容がそこまでもということがわかれば、それもお聞きしたいと思います。出すとすれば、どこの課へ持っていくのか。本部については人事担当のほうか、それとも秘書課のほうで

やるのか、監察課に行くのか、その辺はどこを考えていますか。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林一喜君発言〕

文教厚生常任委員長（小林一喜君） 神宮議員にお答えします。

渋川署に行った経緯はちょっとうちのほうで把握していないんですけれども、それはこちらから説明していただくと思うんですけれども、これから先、我々も今、捜査、19日から毎日5日間もこの関連の新聞記事が上毛新聞には出ています。そのぐらい関心事を持って、そういう重大な事件だと思っています。その捜査の経緯を進展状況を確認しながら対応していかなければならないんだと思うんですけれども、今こちらでどうするということころまではいっていませんけれども、今、専門的な、神宮議員からのご質問はどの課に行くんだと、どこへ持っていくんだと、そういうところまではまだ委員会では決めてございません。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番（岸 祐次君） ちょっと重複もございますけれども、質問いたします。

この警察不祥事の再発防止及び信頼回復を求める意見書の関係でございますけれども、2月19日午後3時から全員協議会が開催され、小林委員長から事件の概要が報告されました。議長からは対応策として、町長と議長の連名で綱紀の肅正を求める要望書を渋川警察署宛てに提出する予定である旨の説明を受けました。しかし、2月20日の上毛新聞には、全員協議会の開催と、後日臨時会が開かれ、県警に綱紀の肅正を求める決議が提案される見通しと報道されております。この渋川警察署長への要望書から、例えば現在つくられております群馬県公安委員会委員長及び群馬県警察本部長宛ての意見書に変わったのか、その審議過程について、先ほどちょっとお答えしてございますけれども、過程について再度お尋ねいたします。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林一喜君発言〕

文教厚生常任委員長（小林一喜君） 岸議員にお答えします。

審議内容は、先ほど金谷議員に答えたとおりであります。今ご指摘の20日の全協、その後の臨時会が開催されるとか、そういった記事が載りましたけれども、私どもはその辺につきましては特に確認はしていないんですけれども、その後全協がありまして、再度、委員会室で緊急常任委員会を開きました。そのときに皆さんの意見を集約しまして、県警のほうに意見書を提出していきたいと、そういうことになっておりました。ですけれども、ほかにいいですか、どんなことがあったかな。いずれにしても、岸議員のお答えに十分ではないかもしれませんが、一応経緯としてはそういうことで今日に来ています。

議長（近藤 保君） 岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番(岸 祐次君) お尋ねしているのは、同一機関に要望書あるいは意見書を提出することについてお尋ねしたいんですけども、要は2月21日の上毛新聞には、自治体の首長らは、「らは」と書いてあるのは当然これ議長も一緒に行っていることだと思うんですね。それで20日、渋川警察署宛て、警察組織としての対応を求める要望書を提出したと。さらに記事では、首長は警察官が事件を起こしたのは遺憾、職員の襟を正してほしいと述べ、例えば久住警察署長は大変申しわけない、信頼回復に努めたいと陳謝したと報道がされております。当然、渋川警察署が受理した要望書は事務手続によって県警本部のほうへ報告がされると思いますけれども、そこで、議会としては議長が直接、渋川警察署へ出して、当然、上部機関である県警本部にも書類は行っていると思うんですけども、例えば要望書と意見書を同系列の官庁へ提出することについてはいかがなものかなという点。

それから、次は当然、町長、議長が直接出向いて職員の指導を監督、管理をしている渋川警察署長へ要望書を手渡していることですから、現状においては事足りていると思うんですけども、委員長としてはどのようなお考えでしょうか。どう思いますか、お尋ねいたします。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林一喜君発言〕

文教厚生常任委員長(小林一喜君) 岸議員にお答えいたします。

ご指摘のとおりですけれども、先ほどちょっと触れましたように、群馬県警があつて渋川署があります。ですから、私どもはやはり群馬県警に直接意見書を提出するのがインパクトは強いんじゃないかと、そういうことです。我々は町民に負託された立場でありまして、この反響は非常に今大きいです。それに応えるための行動でもあるかと、そういうふうに思っております。

議長(近藤 保君) 岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番(岸 祐次君) 今度提出される地方自治法第99条の意見書の提出でありますけれども、第99条は例えばここに、ちょっと読んでみますけれども、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」という趣旨のものでございます。本当は全協のときに、できれば、例えば議会としてはどういう対応をするのかなとか、そういうことが決まって重複しないような、執行は執行でやってくださいよ、議会は議会としてという形での対応がよかったのかな。そうでないと、同じような文書が例えばさっき言ったように、群馬県警のほうには要望書あるいは意見書が当然同じ警察の中で流れていくのかなと、そんなことを思うんですけども、その点については何かご意見ございますでしょうか。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林一喜君発言〕

文教厚生常任委員長（小林一喜君） 岸議員にお答えします。

ご指摘のとおりかとも思いますけれども、この事件に関しましては非常にせっぱ詰まった状態の中で、我々町民に直接関係のある重大な事件でありまして、ですから、我々として早急に早く対応をしていきたいと、そういう思いがあります。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている発委第1号は、会議規則第37条第2項の規定により、発議する委員会と付託する委員会が重複するため、委員会付託を行わないこととします。

これより討論に入ります。

最初に、反対の意見の討論を許可します。平形議員。

〔4番 平形 薫君登壇〕

4番（平形 薫君） 私は、ただいま上程されております意見書の決議と群馬県警上層部送付について、反対の立場からの討論を行います。

大変残念な、あってはならない事件が起きてしまいました。このことについては、2月19日の全員協議会で議会としての対応を議論し、議員全員の総意として、町長と議長が連名で警察の綱紀粛正と再発防止などを趣旨とする要望書を渋川警察署に手渡すとのことでした。私は、二元代表制のもと、首長と議長のお二方がなされるこのこと自体が異例であって、大変重いものであるというふうに思います。渋川警察署は事件の重大さを認識しており、要望書を出すということの意味を十分に理解し、上部へ報告するものと思います。警察は組織を挙げて信頼回復に努めるというふうにも思います。

この事案は、残念ながら、あらかじめ全員協議会で議論されることなく、この本会議に上程されました。決議するとなれば、さまざまな検討、議論が必要かと思えます。吉岡町議会の決議と、先ほどの首長と議長の連名による要望書との違いは一体何なのか。近隣の自治体、議会に与える影響なども検討しなければならないと思います。私は、この事案は今のタイミングで言うと、端的に言ってやり過ぎではないかと思っております。議員各位の慎重なる判断をお願いしまして、反対討論といたします。

議長（近藤 保君） 次に、賛成の意見の討論を許可します。小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） 私は、ただいま上程されております警察の不祥事の再発防止及び信頼回復を求める意見書が提出されております。まず、私は驚いたんですけれども、このことに反対をする意見があるということに私は本当に驚いております。私は、これは全会一致

で間違いなく採択されるものと思っておりました。その反対の理由が、聞いておらずと、被害に遭った子供の立場は脇に置いて、自分たちの議員のメンツだとか形式のことにこだわっております。私はそうではなくて、今求められているのは、まさにこの議題にありますように、今回起こったこの事件、この不祥事が二度と起きないように警察にはぜひとも信頼回復のために頑張ってもらいたい、このことがまた、渋川署に確かに町長と議長が行ってそのような抗議といいますか申し出をしたようであります。しかし、私はそれではなくて、やはりこれの渋川署はあくまでも出先であります。群馬県警察は県警本部が、ここが本拠地であります。ここに正式に吉岡町の住民の代表として抗議とそして再発の防止、これを求める、ごくごく当たり前のことで、これが町民の感情であります。

今回の事件につきましては、皆さんもご存じかと思いますが、これは警察庁長官もこの件については謝罪会見を行っております。それほど大きな事案なんですよ。これについて私は、だから反対なんてことは到底考えられない。やはり、そういう見えとかプライドの問題ではなくて、再発防止のために一丸となって、そして執行は執行、議会は議会として今回のこの問題をどう、どのように受けとめて、そしてどう判断したか。

先ほども意見がありました。私たちに話がなかったような話ですけども、ここにあるのは発委でございます。発委というのは、それぞれの議員が思っ、そして今回は文教厚生常任委員5人が全員で臨時の議会を開いて、そして警察の今回のこの意見書を提出すべきだということになったわけでありまして。いわゆる議員の発委、発議権の否定にまで入り込むような、私は質疑もいかなものかと思っております。

今回はこの問題については、やっぱり吉岡町の議会は議会としてしっかりと対応しているということを町民にも知らせ、そしてまた県警にもこの意見を求めるということは本当に妥当なことだと思っております。

以上のことから、私の討論とさせていただきます。

議長（近藤 保君） 次に、反対意見の討論を許可いたします。馬場議員。

〔8番 馬場周二君登壇〕

8番（馬場周二君） 今回上程されました警察の不祥事の再発防止及び信頼回復を求める意見書について、反対の立場から討論を行います。

今回発生した警察官の児童誘拐未遂事件については、大きな衝撃と憤りを感じております。特に住民を守る立場の警察官の不祥事は、誰が私たちの命を守ってくれるのかと、大きな疑問を抱きました。ましてや肉親である我が子に対する親の気持ちを考えると、大変なショックと複雑な気持ちであったと思います。今後このような事件が起きないことを願うものでありますが、先ほども言いましたように、幸いにも教育委員会、学校関係の平素

からの防犯に対する指導と適切な児童の判断により、大事に至らなかったことは胸をなでおろすところでございます。

今回の事件に対して、議会ではいち早く文教厚生常任委員会が動き、全員協議会において討議し、町長と議長による渋川警察署への警察組織について住民の安心安全を守る要望書を提出したことは町として迅速な対応であったと私は判断しております。容疑者は今、警察で事件の真相やその動機について取り調べを受けています。警察でも前代未聞のこの事件に対し、真の原因把握と再発防止のために真剣に取り組んでいるものと考えます。私も二度とこのような不祥事が起こらぬよう、万全な対策を要望するものです。

今後は児童が安心安全で通学できるためにも、やはりこれからは議会や町当局、教育委員会との連携で事件を反省し、なお一層未然防止につなげることが我々、今後の課題と考えております。

事件は今捜査中であります。町としては既に渋川署へ町長、議長ともに要望書を提出しております。また、新聞紙上でも、警察の本部長は定例記者会見で全容を把握し、厳正な処置をとると述べており、県警が一丸となって県民の信頼回復を得ることに努めていることとあります。

よって、本案は今後の捜査の経過や状況等を確認した中で議会として検討するものであり、まだ今の段階では時期尚早と判断いたしまして、以上の観点から今回の事件に対し、反対とするものです。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 次に、賛成の意見の討論を許可します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。採決は、起立によって行います。

発委第1号 警察の不祥事の再発防止及び信頼回復を求める意見書の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 可否同数であります。

賛成、反対が同数でございます。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

発委第1号については、否決と裁決いたします。

以上です。

閉 会

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、平成27年第1回吉岡町議会臨時会を閉会します。

午前10時08分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 近 藤 保

吉岡町議会議員 平 形 薫

吉岡町議会議員 栗 田 俊 彦